一般社団法人 日本インターベンショナルラジオロジー学会定款施行細則

【地区研究会規定】

- 第1条 本学会は学会活動を円滑に施行するために、全国を6地区(北日本、関東、中部、関西、中国・ 四国、九州)に区分する。
- 第2条 業務遂行にあたっては、各地区を代表する次の研究会と緊密に協力していくこととする。 北日本 IVR研究会、関東 IVR研究会、中部 IVR研究会、関西 IVR研究会、中国四国 IVR研究会、九州 IVR研究会

【会員規定】

第3条(会費規定)

- 1. 正会員の年会費は1万5千円とし、准会員は6000円、賛助会費の年額は1口5万円(1口以上)とする。但し、名誉会員は年会費を納めることを要しない。正会員の入会金は5000円とし、准会員は必要としない。
- 2. 賛助会員には次の権利がある。
- (1)日本 IVR 学会雑誌、英文誌 Interventional Radiology (web 版) の閲覧
- (2)ニュースレター (年4回)、総説/特集ダイジェスト版 (年1回)、学会総会抄録集の配布
- (3)会員専用ホームページの閲覧
- (4)ホームページへのバナー広告の掲載(有料)
- (5) 学会誌バックナンバーの閲覧(J-STAGE)

第4条(学会発表)

本学会学術総会での筆頭演者は原則として正会員ならびに准会員に限る。

第5条 (除名者の再入会)

会費滞納による除名者が再入会する際は、会員であった期間中の未納分の年会費を納めなければならない。また再入会する場合は、改めて新入会員として登録し、継続した会員とは認めない。 それ以外の者については、理事会においてその審議を諮る。

【代議員の選出】

第6条(立候補資格)

- 1. 本学会の専門医であること。
- 2. 代議員の被選挙権並びに選挙権は当該選挙前年度までの年会費を継続して納入している者。
- 3. 本学会の運営に貢献していること。その具体的事項は選挙施行細則に定める。

第7条(立候補)

- 1. 資格を有すると判断した者は、規定の立候補申込用紙に所定の事項を記載の上、選挙管理委員会に提出する。
- 2. 立候補は被選挙人の所属する地区より立候補する。所属地区は選挙当該年度の3月末現在の勤務先によって定める。勤務先が登録されていない場合は学会雑誌等郵送先によって定める。

第8条(選挙管理委員会)

担当理事と理事会の指名する各地区より1名の計7名の委員によって選挙管理委員会を構成し、委員名を公示する。

第9条(資格の再確認)

選挙管理委員会は、立候補者について、資格の再確認を行い、不適格者を除外する。

第10条(代議員数)

- 1. 代議員数は正会員の10%以内とし、これを各地区の選挙権有資格者数に按分比例して割り当てる。この按分比例数は選挙制度委員会で決定する。
- 2. 代議員の選出は、各地区での定数までの上位得票者を選挙管理委員会が確認し、代議員と決定する。

ただし、各地区での立候補者が各地区定数に達しない場合は、立候補者すべてを代議員として承認 する。定数不足分の補充に関しては選挙施行細則に定める。

第11条 (選挙の基準と方法)

- 1. 選挙権有資格者は選挙当該年度の3月末現在の正会員で、前年度までの会費を完納している者。
- 2. 投票は選挙権有資格者の所属する地区ごとに無記名で行う。投票数は原則として定員の5分の1とし、選挙制度委員会で決定する。投票方法も選挙制度委員会で決定する。
- 3. 選挙区について何らかの事由により変更を求める時は、事由を付して選挙管理委員会に届けるものとする。
- 4. 選挙資格について疑義を申し立てるときは、事由を付して選挙管理委員会に届けるものとする。
- 5. 上記 2~4 の申し立て日時の締め切りおよび投票に関する詳細は選挙管理委員会で定める。

第12条(日程)

選挙に関する日程は理事会で定める。選挙に関する公示はニュースレター、ホームページに掲載する。

【理事及び監事の選出】

第13条(立候補資格)

選挙によって選ばれた代議員の中で就任年次の4月1日時点で満63歳未満のものとする。

第14条 (理事の立候補)

資格を有するもので、理事候補者になろうとするものは、規定の立候補申し込み用紙に所定の事項、 すなわち氏名、生年月日、施設名、経歴、所信並びに本学会運営への貢献を記載の上、選挙管理委 員会に提出する。本学会への貢献事項は選挙施行細則に定める。

第15条(選挙管理委員会)

理事選出については、代議員選出に当たった選挙管理委員会が、引き続きその任務を担当する。

第16条(資格の再確認)

選挙管理委員会は、立候補者について資格の再確認を行い、不適格者を除外する。

第17条(理事定数)

定数は18名を原則とする。

第18条(選挙の基準と方法)

選挙は代議員による無記名投票とする。投票方法は選挙制度委員会で決定する。

第19条(理事の選出)

上位得票者 18 位までの候補者を選挙管理委員会が確認し、理事と決定する。ただし、立候補者が 18 名に達しない場合は、立候補者すべてを理事と承認する。

なお、理事長の互選は18名の理事全員が確定した上で行う。

第20条(監事の選出)

理事決定の後、理事に選出された者以外から代議員の投票により2名を選出する。

第21条(選挙に関する日程および公示)

選挙に関する日程は理事会で定める。また選挙に関する公示は、ニュースレター、ホームページに 掲載する。

第22条(資格の喪失)

理事が2年連続して理事会を欠席した場合には去就については理事会で審議する。

但し、特別の理由がある場合、本部に届け出た際に理事会に代理を出すことが出来る。

第23条 この細則に定めがなく、代議員、理事、監事の選挙の実施に必要な事項は選挙施行細則に定め る。選挙施行細則は理事会において承認する。

【選挙結果の公表】

第24条 理事、監事および代議員名はニュースレター、ホームページに公表する。

【委員会規定】

- 第25条 定款その他の規約で定めるもののほかは、委員会の組織、運営はこの規定による。
- 第26条 常置委員会は、財務、学術・教育、広報・渉外、編集、健保、防護・安全、専門医制度、国際、 倫理、ガイドライン、薬事、利益相反、総務、Interventional Radiology 編集、メディカルス タッフ、救急・外傷 IVR 委員会とする。
- 第27条 委員の選出は、原則として代議員の中から選考するものとする。また、原則として重任を避ける。
- 第28条 委員長、委員の任期は3年とし、再任は妨げない。任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 第29条 本学会は理事会が必要と認めた場合には、専門領域の活動促進などを目的として、非常置委員会 およびワーキンググループ(以下WG)を置くことができる。
- 第30条 WG の業務は理事会より諮問された事項の活動と答申とする。
- 第31条 WG の構成、運営は、定款第7章 委員会および本委員会規定に従うものとする。

【定款施行細則の変更】

第32条 定款施行細則は、理事会の承認および代議員会の議決によって変更することが出来 る。

本細則は平成22年度代議員会終了後改定施行する。本細則は平成24年6月1日より改定施行する。

本細則は平成25年5月18日より改定施行する。

本細則は平成26年6月7日より改定施行する。

本細則は平成27年5月30日より改定施行する。

本細則は平成27年10月4日より改定施行する。

本細則は平成29年5月20日より改定施行する。

本細則は平成30年6月1日より改定施行する。

本細則は令和元年6月1日より改定施行する。

本細則は令和2年6月13日より改定施行する。

本細則は令和3年5月26日より改定施行する。

本細則は令和3年9月1日より改定施行する。